

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和5年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について

令和5年度以降の高等学校入学者選抜等において、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえて配慮していただきたい事項について、これまでの通知等の内容を整理の上、改めてお示ししていますので、関係各位におかれでは、適切にご対応いただくようお願いします。

4文科初第684号
令和4年6月14日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各國公立大学法人の長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長
伯井美徳

文部科学省総合教育政策局長
藤原章夫

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和5年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）

これまで、令和4年度以降の高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症の影響等により必要となる配慮等については、「新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和4年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について」（令和3年6月4日付け3文科初第407号文部科学省初等中等教育局長、文部科学省総合教育政策局長通知）及び「現下の新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和4年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について」（令和3年9月10日付け3文科初第1025号文部科学省初等中等教育局長、文部科学省総合教育政策局長通知）においてお示ししてきたところです。

しかしながら、その後の急速な新規感染者の増加等に伴い、これらの通知の他にも、令和4年度の高等学校入学者選抜等でご配慮をお願いしたいこと等について、複数回

にわたって更なる連絡をさせていただいたところです。

このため、本通知において、令和5年度以降の高等学校入学者選抜等において新型コロナウィルス感染症の影響等により必要となる配慮等について、改めて整理いたしました。

高等学校入学者選抜等を実施する各教育委員会等（以下「実施者」という。）におかれては、入学志願者一人ひとりが安心して受検に臨めるよう、下記について十分にご配意の上、令和5年度以降の高等学校入学者選抜等を実施していただきますようお願ひいたします。なお、今後の状況によっては、更なる連絡をさせていただく可能性がありますので、念のため申し添えます。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区画法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局におかれては、その所管の専修学校高等課程に対して、御周知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

記

1. 試験会場等における感染症対策について

新型コロナウィルス感染症については、今後も持続的な対策が必要になると見込まれていることも踏まえれば、令和5年度以降の入学者選抜の実施時期においても、試験会場等では、「3つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策が求められることが、現時点では想定されます。試験会場等における具体的な感染症対策の内容については、今後の感染の推移や、新型コロナウィルス感染症に関して今後得られる知見、最新の政府の方針等も踏まえながら必要に応じて見直していただき、それぞれの地域や試験会場、試験方法に見合ったものを講じてください。

具体的な工夫については、「令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たっての留意事項について」（令和2年6月22日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課・特別支援教育課・参事官（高等学校担当）・総合教育政策局生涯学習推進課連名事務連絡）（別添1）の1に記載の内容を参考としていただくほか、各実施者の判断により、「令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウィルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（以下「令和5年度大学入学者選抜ガイドライン」という。）（別添2）に準じた形で、試験会場等における衛生管理体制を構築いただきますようお願ひいたします。

なお、試験監督者や面接官等の試験業務に携わる者については、基本的な感染症対策を心がけるとともに、試験実施当日に体調不良とならないよう、体調管理に努めていただくことが必要です。試験実施当日、新型コロナウィルス感染症の疑いが

ある者が出てしまった場合に備え、あらかじめ、代替者の準備をお願いいたします。

2. 追検査等による受検機会の確保について

今後の感染状況によっては、複数回にわたって陽性者や濃厚接触者となるなど、用意された試験日程では受検機会を失ってしまう受検生が出る可能性があることが懸念されます。

このため、受検生それぞれが置かれ得る状況に応じ、一人の受検生も受検機会を失うことのないよう、追検査や、新型コロナウィルス感染症の影響により受検をできなかった者等に対する調査書等の書類のみによる選考の実施等の取組について予め検討を進め、必要が生じた場合には、対象となる受検生の状況に応じて、柔軟な対応を徹底いただくようお願いいたします。特に、他の学校で学ぶことができないような教育課程を実施する特色ある学科・コースについて、学ぶ意欲のある生徒の受検機会が確保されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

また、入学志願者やその保護者、入学志願者の在籍する中学校等に対して、情報提供や相談対応に努めていただくようお願いいたします。

無症状の濃厚接触者への対応については、1に記載のとおり、必要に応じて試験会場等における感染症対策を見直していただくとともに、受検生が安心して受検に臨めるよう、各実施者の判断により、「令和5年度大学入学者選抜ガイドライン」に準じた形で、別室での受検等による受検機会の確保の徹底等に努めていただくようお願いいたします。

(大学入学者選抜における無症状の濃厚接触者の受験を認める要件)

※試験会場や無症状の濃厚接触者が受検する別室の感染症対策を講じることが前提

- ・ 初期スクリーニングの結果、陰性であること。
- ・ 受験当日も無症状であること。
- ・ 公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと。
- ・ 終日、別室で受験すること。

3. 高等学校入学者選抜等の実施日程等の決定について

高等学校入学者選抜等の実施日程は、各実施者の判断により決定されるものですが、現段階では、例年と同様の時期に実施していただいて差し支えないと考えられます。また、各実施者の判断により例年の実施時期から変更する場合には、「高等学校の入学者選抜の改善について」（平成9年11月28日付け文初高第243号初等中等教育局長通知）を踏まえ、各都道府県において、国公私の高等学校等と中学校等の関係者による連絡協議の場を積極的に活用し、行政の支援の下に、入学志願者の選択行動への影響を最小限にとどめるよう御配慮をお願いいたします。

入学者選抜の実施日程及び内容については、入学志願者の不安払拭の観点から、できるだけ早期に決定・公表していただくようお願いいたします。実施日程を決定するに当たっては、2. 追検査等による受検機会の確保にも配慮した上で、適切な

日程となるようお願いいいたします。また、入学者選抜の出題範囲や内容、出題方法については、地域における中学校等の臨時休業の実施等の状況を踏まえ、特定の入学志願者が不利にならないよう、必要に応じて、適切な工夫を講じていただくようお願いいいたします。

なお、高等学校入学者選抜等の実施に当たって、PCR検査結果等の陰性証明や新型コロナワクチンの接種を受検要件にしないよう、御配慮ください。また、入学志願者がPCR検査結果等の陰性証明を提出しなかったり、新型コロナワクチンを接種していなかったりしたとしても、当該事由をもってこれらの者が不利益を被ることがないようお願いいいたします。

地域の感染状況が著しく深刻であるような場合を除き、各実施者において定める入学者選抜実施要項の公表後は、学力検査を実施する教科等の変更など、入学志願者に不利益を与えるおそれのある変更は行わないよう御配慮をお願いいたします。感染拡大防止の観点から、試験開始時間や実技検査の方法、試験会場等の変更など、入学志願者に不利益を与えるおそれがない変更を行う場合には、可能な限り早期に入学志願者への周知に努めるようお願いいいたします。

4. 調査書の活用等における留意事項について

入学者選抜において調査書を活用する場合、新型コロナウイルス感染症の影響によって、特定の入学志願者が不利益を被ることがないよう、記載する事項や内容について、御配慮をお願いいたします。

令和5年度大学入学者選抜に際して高等学校等が作成する調査書については、「令和5年度大学入学者選抜実施要項」（令和4年6月3日付け4文科高第302号文部科学省高等教育局長通知）（別添3）において、出欠の記録に関する記載事項のうち出席停止・忌引き等の日数や、それらの日数が推測できる授業日数は記載をしないこと等の取扱いがされており、高等学校入学者選抜等においても、各実施者のそれぞれの実情等を勘案し、各実施者の判断により、大学入学者選抜における取組を参考としてください。

各実施者の実情により、調査書において出席等に係る日数（「出席日数」「出席停止・忌引き等の日数」「授業日数」「出席しなければならない日数」など）の記入欄を設ける場合には、臨時休業や分散登校、出席停止等に伴う当該欄への記載内容によって、特定の入学志願者が不利益を被ることがないよう、御配慮をお願いいたします。

その他、学習評価の内容等の記載や諸活動の記録、指導上参考となる諸事項等の記載についても、地域の感染状況や中学校等の臨時休業の実施等の状況に応じ、当該記載が少ないと等をもって、入学志願者が不利益を被ることがないよう御配慮をお願いいたします。

また、中学校等の部活動等におけるスポーツ・文化関係の行事、大会の実績や、資格・検定試験等の成績を入学者選抜において評価する際には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため中止、延期又は規模縮小等となったこれらの行

事等に入学志願者が参加出来なかつたことのみをもつて不利益を被ることがないよう、参加することが出来た他の行事等における実績・成績を評価すること等の措置を講じていただくようお願ひいたします。

なお、公立高等学校入学者選抜の調査書の記載事項については「高等学校入学者選抜について」（平成5年2月22日付け文初高第243号文部事務次官通知）において、「高等学校入学者選抜の資料として、真に必要な事項に精選すること。」としているところであり、今後の調査書の検討に当たっては、入学者選抜の実施に真に必要な事項に見直しを図っていただきますようお願ひいたします。また、私立高等学校における入学者選抜については、各私立学校及び私学団体の自主的改善努力を促しつつ、公立高等学校に係る上記記載の趣旨に即し、一層の改善を図るようお願ひいたします。

5. 試験の実施が困難な場合の対応について

高等学校入学者選抜等については、実施者において、感染防止や追検査等による受検機会の確保を万全に期した上で、予定通り実施いただくことが原則ですが、感染の拡大状況が極めて深刻であり、試験実施当日の試験会場における感染症対策を十分に講じたとしてもなお、実施が困難と判断される場合には、自治体の衛生主管部局と相談の上、試験の延期を検討することも考えられます。このような事態が生じる場合に備え、実施者におかれでは、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築、延期した場合の試験方法等について、あらかじめ検討・準備しておくことが必要です。なお、万が一試験の延期措置を講じた場合には、市町村教育委員会は都道府県教育委員会に対して（市町村教育委員会が学力検査の延期措置を講じた場合も同様）、私立学校にあっては都道府県又は構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対して、国公立大学附属学校にあってはその設置者である国公立大学法人に対して、厚生労働省所管の高等課程を置く専修学校にあってはその設置者である厚生労働省に対して、その旨の報告をお願いいたします。報告を受けた都道府県教育委員会・都道府県・構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体・国公立大学法人・厚生労働省は文部科学省に対して（都道府県教育委員会が学力検査の延期措置を講じた場合も同様）、その旨の報告をお願いいたします。

6. 日本人学校等の在校歴がある入学志願者に係る配慮事項について

日本人学校及び私立在外教育施設（以下「日本人学校等」という。）の中には、所在国政府等の指示・命令等に基づく都市封鎖や外出制限等の影響でオンライン指導等の方法により教育を継続・補完しているものがあるところ、その所在国毎に都市封鎖等の期間や教育活動に対する政府等からの指示内容は異なっております。また、日本人学校等からは、このような日本人学校等の置かれている状況について十分に理解されていないことを原因として、在籍する児童生徒が日本国内の高等学校等へ進学するための入学選抜等において不利益を被るのではないかとの懸念の声が寄

せられているところです。こうした状況を踏まえ、日本人学校等の在校歴がある入学志願者一人ひとりが安心して受検に臨めるよう、以下について十分配慮の上、高等学校入学者選抜等を実施くださいますようお願ひいたします。

- (1) 入学者選抜において調査書を活用する場合、日本人学校等における授業日数は、国内の学校と異なり所在国における都市封鎖等の影響により所在国毎に大きく異なりうることを前提とし、日本人学校等の在校歴がある入学志願者について、調査書に示されている日本人学校等における授業日数の多寡により不利益を被ることがないようにすること。
- (2) 上記（1）の場合において、日本人学校等より、調査書と併せ、その所在国における新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて実施してきた教育内容を説明するため、状況記録書類の内容を記載した具申書等の提出があった場合は、その内容を勘案するなどの配慮を行うこと。

7. その他御配慮いただきたいことについて

- (1) 入学者選抜の実施に当たっては、受検生が安心して受検に臨めるよう、必要に応じて所轄の警察署等とも連携しながら、試験会場等の警備体制の確認、危機対応マニュアル等の周知徹底等、受検生の安全確保に細心の注意を払うよう努めてください。
- (2) 試験室内の適切な巡視を行うことなど、入学者選抜の公平・公正な実施のための取組についても、必要に応じて見直しながら、各実施者の実情に応じた形で行っていただきますようお願ひいたします。その際、「令和5年度大学入学者選抜実施要項」に記載されている大学入学者選抜における取組の内容についても、必要に応じて参考としてください。
- (3) 入学志願者の在籍する各中学校等においては、進路指導をより一層丁寧に行い、志願先の高等学校等に係る入学者選抜の内容をしっかりと入学志願者に伝えることにより、不安払拭に努めていただきますようお願ひいたします。また、入学志願者やその保護者に対し、体調管理の重要性をしっかりと伝えていただき、万全な状態で受検できるよう、指導をお願ひいたします。
- (4) デジタルを活用した取組や、追検査等による受検機会の確保など、入学志願者の利便性の向上や実施者の負担軽減に資する取組は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く状況下ではもちろんのこと、影響がなくなった後も引き続き、各実施者の実情に応じて、取組の継続や更なる推進をお願ひいたします。
- (5) 小学校や中学校等の入学者選抜についても、当該入学者選抜において該当がある場合には、上記1から7（4）までに準じた工夫を講じていただくことが望ましいと考えられます。

<別添資料>

(別添1)「令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たっての留意事項について」

(令和2年6月22日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課・特別支援教育課・参事官(高等学校担当)・総合教育政策局生涯学習推進課連名事務連絡)

(別添2)「令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」(令和4年6月3日付け大学入学者選抜協議会決定)

(別添3)「令和5年度大学入学者選抜実施要項」(令和4年6月3日付け4文科高第302号文部科学省高等教育局長通知)

【本件連絡先】

(本通知全般に関する問合せ)

初等中等教育局参事官(高等学校担当)付
TEL : 03-5253-4111 (内線 : 3482)
e-mail : koukou@mext.go.jp

(特別支援学校に関する問合せ)

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係
TEL : 03-5253-4111 (内線 : 3193)
e-mail : tokubetu@mext.go.jp

(高等専修学校に関する問合せ)

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室
TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2915)
e-mail : syosensy@mext.go.jp

(日本人学校等の在校歴がある入学志願者に関する問合せ)

総合教育政策局国際教育課企画係
TEL : 03-5253-4111 (内線 : 3279)
e-mail : kyokoku@mext.go.jp

令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たっての留意事項について（新規）

令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たり、試験会場等での感染症対策や追検査等による受検機会の確保など、留意していただきたい事項をお示ししていますので、関係各位におかれでは、適切にご対応いただくようお願いします。

事務連絡
令和2年6月22日

各都道府県教育委員会学校教育主管課

各指定都市教育委員会学校教育主管課

各都道府県私立学校主管課

附属学校を置く各國公立大学法人の

附属学校事務担当課

構造改革特別区域法第12条第1項の認定を

受けた各地方公共団体の学校事務担当課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

特別支援教育課

参事官（高等学校担当）

総合教育政策局生涯学習推進課

令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たっての留意事項について（通知）

令和3年度高等学校入学者選抜等を実施するに当たっては、試験会場等における新型コロナウイルスに対する感染症対策を講じるとともに、入学志願者が感染又はその疑いがあることにより受検出来なくなってしまった場合に備え、追検査等による受検機会を確保していただくことなどにより、安心して受検に臨めるような環境を整えることが必要です。このため、下記のとおり、入学者選抜の実施に当たっての留意事項をとりまとめましたので、適切に対応いただけるようお願いします。なお、今後も必要に応じ、更なる連絡をさせていただく可能性がありますので、念のため申し添えます。

本件につきましては、都道府県教育委員会にあっては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改

革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省にあっては所管の高等課程を置く専修学校に対して、御周知いただきますよう、よろしくお願ひします。

記

1. 試験会場等における感染症対策について

新型コロナウイルス感染症については、今後も持続的な対策が必要になると見込まれていることも踏まえれば、入学者選抜の実施時期においても、試験会場等では、「3つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策が求められることが、現時点では想定されます。

試験会場等における具体的な感染症対策の内容については、今後の感染の推移や、新型コロナウイルス感染症に関して今後得られる知見、最新の政府の方針等も踏まえながら、それぞれの地域や試験会場、試験方法に見合ったものを講じてください。

なお、参考までに、高等学校入学者選抜等の特徴を踏まえると、現時点での知見を前提にした場合には、例えば、

- ・ 出願書類の配布や提出に際し、入学志願者が在籍する中学校等を介する方法ではなく、入学志願者等が直接取りに行く、又は持参する方法のみが採られている場合、高等学校等のホームページからのダウンロードや郵送、電子メール等での入手や提出も可能とする。
- ・ 高等学校等を学力検査の会場として使用する場合、例年であれば使用していない教室も活用し、入学志願者同士の間隔を広く取れるようにする。
- ・ 市区町村教育委員会等の協力を得て、入学志願者が在籍する中学校等や、入学志願者の身近にある公共施設を試験会場として使用する（例年使用している試験会場までの移動に公共交通機関の利用が必要な場合、その混雑を減らすことも可能）。
- ・ 試験会場への入退場の際、入口・出口で混雑が起きないよう、受検番号で入退場の時間をずらす（入学志願者が公共交通機関を利用する場合、試験会場への入退場の時間をずらすことにより、その混雑を減らすことも可能。）。
- ・ 休憩時間も入学志願者同士が密集しないように注意するとともに、極力会話を控えるようあらかじめ周知し、試験当日も注意事項の説明時などの機会を用いて入学志願者に伝える。
- ・ 医療的ケアが必要な入学志願者や基礎疾患等がある入学志願者の中には、重症化リスクが高い者も含まれていることから、当該入学志願者やその保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受検など、柔軟に対応する。

- ・面接試験の際、面接官への礼儀というような理由から、マスクを外す必要はないことを、明示的に入学志願者へ伝える。
- ・入学志願者側も含め、ICT 機器が円滑に使用できる環境にあるなど、条件が整っている場合には、オンラインで面接試験を行う。
- ・合格発表の際、例年であれば受検した高等学校等に合格者の受検番号を掲載している場合、校内の複数の場所に掲示する、当該高等学校等のホームページに掲示するなどにより、密集を避ける。

などの工夫も、地域の状況次第では考えられます。

なお、試験監督者や面接官等の試験業務に携わる者については、基本的な感染症対策を心がけるとともに、試験実施当日に体調不良とならないよう、体調管理に努めていただくことが必要です。試験実施当日、新型コロナウイルス感染症の疑いがある者が出てしまった場合に備え、あらかじめ、代替者の準備をお願いします。

2. 追検査等による受検機会の確保について

令和 2 年度高等学校入学者選抜等の実施に際しては、追検査等の機会を設けていただいた実施者も多く見られるところですが、新型コロナウイルス感染症という特別な事情が継続することが十分に考えられることに鑑み、令和 3 年度においても引き続き、追検査等の機会を設けていただき、受検機会の確保に努めてください。また、入学志願者やその保護者、入学志願者の在籍する中学校等に対しても、追検査等の情報提供や相談対応に努めていただくようお願いします。

3. 高等学校入学者選抜等の実施日程等の決定について

高等学校入学者選抜等の実施日程は、各実施者の判断により決定されるものですが、現段階では、例年と同様の時期に実施していただいて差し支えないと考えられます。また、各実施者の判断により例年の実施時期から変更する場合には、「高等学校の入学者選抜の改善について」（平成 9 年 11 月 28 日付け文初高第 243 号初等中等教育局長通知）を踏まえ、各都道府県において、国公私の高等学校等と中学校等の関係者による連絡協議の場を積極的に活用し、行政の支援の下に、入学志願者の選択行動への影響を最小限にとどめるよう御配慮をお願いします。決定した実施日程については、入学志願者の不安払拭の観点から、できるだけ早期に公表していただくようお願いします。なお、実施日程を決定するに当たっては、2. 追検査等による受検機会の確保にも配慮した上で、適切な日程となるようお願いします。

また、実施日程のみならず、入学者選抜の内容についても、できるだけ早期に決定・公表するようお願いします。その際には、「中学校等の臨時休業の実施等を踏まえた令和 3 年度高等学校入学者選抜等における配慮事項について」（令和 2 年 5 月 13 日付け 2 文科初第 241 号初等中等教育局長通知）を踏まえ、高等学校等が所在する都道府県以外の都道府県からの入学志願者も含め、特定の入学志願者が不利にならないよう、必要に応じた適切な工夫を講じていただくようお願いします。

4. 試験の実施が困難な場合の対応について

地域のまん延状況が極めて深刻であり、試験実施当日の試験会場における感染症対策を十分に講じたとしてもなお、実施が困難と判断される場合には、自治体の衛生主管部局と相談の上、試験の延期を検討することも考えられます。このような事態が生じる場合に備え、実施者におかれでは、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築、追検査等による受検機会の確保、延期した場合の試験方法などについて、あらかじめ検討・準備しておくことが必要です。

なお、試験の延期措置を講じた場合には、都道府県立学校にあってはその設置者である都道府県教育委員会に対して、市町村立学校にあってはその設置者である市町村教育委員会に対して、当該報告を受けた市町村教育委員会は都道府県教育委員会に対して（市町村教育委員会が学力検査の延期措置を講じた場合も同様）、私立学校にあっては都道府県又は構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対して、国公立大学附属学校にあってはその設置者である国公立大学法人に対して、厚生労働省所管の高等課程を置く専修学校にあってはその設置者である厚生労働省に対して、その旨の報告をお願いします。報告を受けた都道府県教育委員会・都道府県・構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体・国公立大学法人・厚生労働省は文部科学省に対して（都道府県教育委員会が学力検査の延期措置を講じた場合も同様）、その旨の報告をお願いします。

5. 入学志願者が在籍する中学校等での対応について

令和3年度の入学者選抜においては、入学志願者の体調管理が例年にも増して重要なとなります。特に、学力検査の直前には、無理をして体調を崩してしまうことのないよう、入学志願者の在籍する中学校等においては、入学志願者やその保護者に對し、体調管理の重要性をしっかりと伝えていただき、万全な状態で受検できるよう、指導をお願いします。

6. 小学校や中学校等の入学者選抜の実施について

小学校や中学校等の入学者選抜の実施についても、上記1から5までを踏まえ、適切な対応をお願いします。

【本件連絡先】

(本事務連絡全般に関する問合せ及び下記以外の報告先)

初等中等教育局児童生徒課指導調査係

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 3291)

e-mail : jidous@mext.go.jp

(中等教育学校に関する問合せ及び報告先)

初等中等教育局参事官（高等学校担当）

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2349)

e-mail : koukou@mext.go.jp

(特別支援学校に関する問合せ及び報告先)

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 3193)

e-mail : tokubetu@mext.go.jp

(高等専修学校に関する問合せ及び報告先)

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2915)

e-mail : syosensy@mext.go.jp

令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した 試験実施のガイドライン

令和4年6月3日決定
大学入学者選抜協議会

1. 基本的な考え方

令和4年度大学入学者選抜の実施については、令和3年11月19日「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する」ことが決定された。実際、試験を実施する大学の徹底した感染症対策をはじめ、多くの関係者の協力等もあり、令和3年度大学入学者選抜の実施時期と比較して多くの新規感染者が確認される状況においても、特段大きな混乱もなく実施された。

昨年度策定したガイドラインにおいて言及していたとおり、試験の実施の特徴としては、受験生が移動し、1つの会場に集合する形となるものの、試験中は基本的に試験問題を解くことに集中し、他者との交流・接触を行うものではないことから、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底による感染拡大の防止策を講じておけば、むしろ社会経済活動としては、その感染拡大のリスクは日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低いとも言える。

受験生にとっての大学入試が持つ意義について考えた場合、入試はそれぞれの将来の進路を実現させるためのステップであり、これまでの努力の成果を試す重要な機会であることから、令和5年度大学入学者選抜においても、その実施について広く社会的な理解を得ておくことが重要である。

本ガイドラインは、昨年度策定したガイドラインを基本に、感染症に関する専門家からの意見や昨年度の試験の実施状況等を踏まえながら、各大学が試験場の衛生管理体制を構築するに当たり、その望ましい内容・方法等について整理したものである。また、大学入試センターにおいては、本ガイドラインに基づき、大学入学共通テストを実施するための新型コロナウイルス感染症予防対策につい

て別途策定し、参加大学に周知するものとする。

なお、本ガイドラインは、令和4年5月時点における我が国全体の感染状況や、主流となっている株、新型コロナワクチンの接種状況、感染症対策等を踏まえて作成したものであり、今後の感染状況の見通しを含む様々な状況等に応じて、「新型コロナウイルスに対応した大学入試ワーキンググループ」において、改めて本ガイドラインの内容について検討し、必要な更新・修正等の対応を行うこととする。

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

大学入試センター及び各大学は、試験場において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置を講じること。具体的には、事前の準備、試験当日、試験終了後の3つの時点ごとに分類し、それぞれの時点で実施することが必要な事項として、例えば、以下のようなことが考えられる。

(1) 事前の準備

①試験室の確保

可能な限り受験生の人数を通常の講義、会議等での使用時における収容定員の半分程度以内とすることが望ましいが、試験室については、もともと不正防止等の観点から③で示す座席間の距離が確保されており、本ガイドラインで示すその他の様々な感染症対策を講じていれば、試験室の確保について追加的な対応は不要であること。

②受験生控室の確保

試験の実施方法によって、受験生控室を確保する必要がある場合には、本ガイドラインで示す様々な感染症対策を講じるとともに、控室の飲食や会話等感染リスクの高い行為は極力控えることを記載した案内紙を掲示するなど、受験生への注意喚起を行うこと。

③試験室の座席間の距離の確保

試験場ごとに、教室の数や大きさ、受験者数が異なることが想定されるが、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、なるべく1メートル程度の間隔を確保すること。

④マスク、速乾性アルコール製剤の準備

試験場内におけるマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、試験場入口や試験室ごとに速乾性アルコール製剤を配置すること。

⑤試験監督者等の体調管理等

当日試験業務に携わる試験監督者等については、試験前7日程度を目安に、朝などに体温測定を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合に備え、代替の試験監督者等を確保し、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

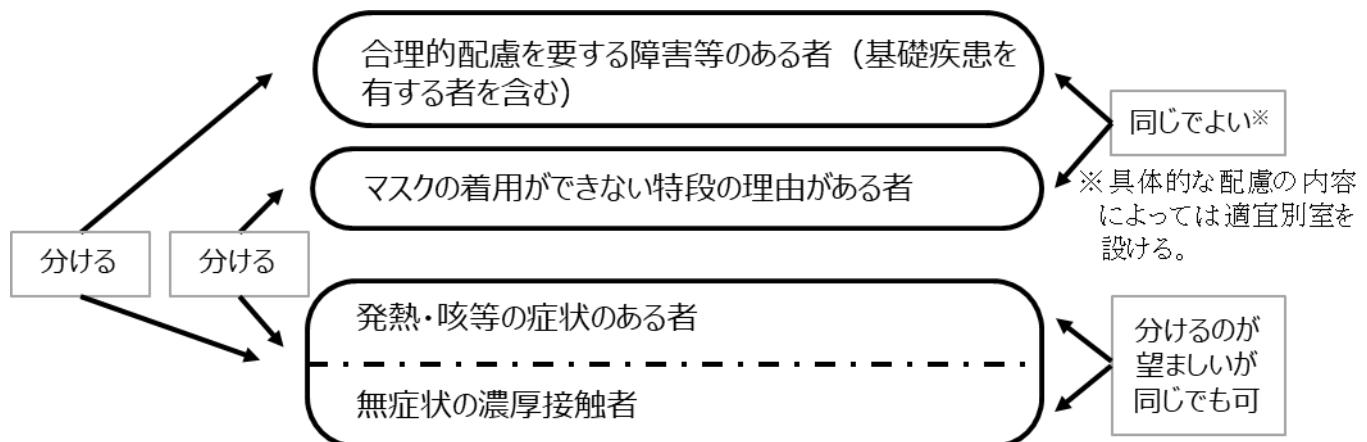
⑥医師、看護師等の配置

発熱・咳等の症状のある受験生が受験する場合に備えて、大学等の実情に応じ、医師、看護師等の配置に努めること。

⑦別室の確保

発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者のための別室を設けること。別室においては、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行うこと。別室は、大学等の実情に応じ、可能であれば医師、看護師等の待機場所から近い方が望ましいこと。

なお、基礎疾患有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生のための別室とは別に確保すること（別室の設定については、下図並びに2.(2)①の※及び④iv) の※も参照すること）。



⑧試験室の机、椅子の消毒

試験開始前の72時間以上使用していない試験室を除き、試験前日に次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行うこと（界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）でも効果が期待できる）。また、試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに拭き取りによる消毒を行うこと。

試験開始前の72時間以内に、試験場となる施設の関係者の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒すること（消毒できていない箇所は立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる）。

⑨面接試験、実技試験の実施

感染拡大の防止に留意し、各大学においては、ICT を活用したオンライン面接や実技動画の提出を取り入れた多様な選抜方法の工夫を行うことが考えられるが、対面での実施が必要と判断する場合には、面接試験については、受験生同士及び評価者との距離は 2 メートル以上を確保するなどの飛沫感染防止策を徹底すること。また、ドアや窓の開放等により、換気を徹底すること。

実技試験については受験生同士が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、近距離で行う歌唱など感染リスクの高い内容を控えることが望ましいが、実施に当たっては、高等学校等における具体的な活動場面ごとの感染予防対策、各競技団体や文化芸術団体が作成するガイドラインを踏まえ、感染症対策を十分に講じた上で、実施すること。

(参考) 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」第3章1. 参照



https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

⑩試験場への入場方法の検討

入場開始時間を早めることなどにより、試験開始までの時間に余裕を持たせたり、受験番号ごとに入場時間を割り振る、一定間隔を空けて入場させる、複数の入口、門を使用する、入場に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により 1 メートル以上の間隔をとる）など、入場時の混雑を避けるための工夫を行うこと。

⑪トイレの使用

トイレ入口に動線を示す（例えばマーキング等により 1 メートル以上の間隔をとる）とともに、入口において、混雑を避けた利用、会話を極力控える、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示すること。大学等の実情に応じ、可能な範囲でトイレ休憩の時間を長めに確保すること。また、トイレ内についても換気に注意を払うこと。なお、発熱・咳等の症状のある受験生や無症状の濃厚接触者に該当する受験生に対し別室での受験を認める場合は、試験運営上、可能な限り、トイレを別に確保することが望ましい。

⑫試験終了時の試験室からの退出方法の検討

終了時の混雑を避けるため、各試験室からの一斉退出は認めず、あらかじめ教室ごと又は教室内の列ごとなどに退出の順番を決めておく、一定間隔を空けて退場させる、複数の出口、門を使用する、退出に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により 1 メートル以

上の間隔をとる）などの工夫を行うこと。

⑬付添人控室の設置

試験場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、受験以外の用務がある者の入場は最小限になるようにし、付添人控室については原則設置しないことが望ましいこと。ただし、受験生への付き添いが必要な場合もあり得るため、この場合は、受験生と同等の感染予防を講じることを条件に、入場を認めること。

⑭試験監督者等に対する感染症対策の要請

「三つの密」の回避や、「人ととの距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染症対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践することや感染リスクが高まる「5つの場面」（飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面）を回避すること。また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

⑮関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、濃厚接触者の特定を行うため、試験場ごとの受験者リストを域内の保健所等に共有する必要が生ずるなど、状況に応じ、関係機関と必要な連携・協力を図ることができるよう体制を構築しておくこと。

⑯新型コロナウイルス対応の専用相談窓口の設置

各大学において、例えば、専用電話や専用ホームページの開設などを検討すること（大学入試センターにおいても、ホームページにおいて、各試験場、試験室において共通の対応となることなどを整理した Q&A の掲載など、受験生に対して大学入学共通テストにおける対応を周知するとともに、受験生からの問合せに対して適切に対応することとしている）。

（2）試験当日の対応

①マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）を義務付けること。休憩時間や昼食時、入退場時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請するとともに掲示物等による注意喚起を行うこと。試験監督者等についても同様であること。なお、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者も想定されるが、そのような者は、あらかじめ申し出るよう周知するとともに、別室において受験されること。

※発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者とは同室にしないこと。

(参考) マスクの効果（厚生労働省HPより）



https://corona.go.jp/proposal/pdf/mask_kouka_20201215.pdf

(参考) 正しいマスクの付け方（厚生労働省HPより）



<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>



<https://www.youtube.com/watch?v=VdyKX4eYba4>

②試験室ごとの手指消毒の実施

試験室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付けること。試験監督者等についても同様であること。

③発熱・咳等の症状のある受験生への対応

試験当日までに発熱・咳等の症状を理由に受験生から追試験の受験等の申出があり、診断書の提出等を求める場合には、感染拡大リスクや医療提供体制の逼迫状況等により、その提出等が困難な場合を考慮し、個々の受験生の状況に応じて対応すること。

また、試験開始前に発熱・咳等の症状の有無を試験監督者より受験生に確認し、本人の申出により、発熱・咳等の症状のある受験生がいた場合には、診療室で対応することを案内しつつ、追試験による対応等を提示すること。ただし、追試験を受験することなどが難しいなど特別な事情がある場合には、別室での受験を提示することができる。

④無症状の濃厚接触者*への対応

*本ガイドラインにおける濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者をいう（保健所からの連絡が感染者等から間接的に伝達された者を含む。以下同じ。）。

以下のいずれの要件も満たし、本ガイドラインで示す感染症対策が講じられている場合には、無症状の濃厚接触者から他の受験生や試験監督者に感染するおそれは極めて少ない（日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低い）ことから、各大学の実情等を勘案の上、無症状の濃厚接触者の受験を認めることができること。当日受験させないこととする場合は、追試験による対応等を提示すること。

i) 初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査※（行政検査））の結果、陰性であること。

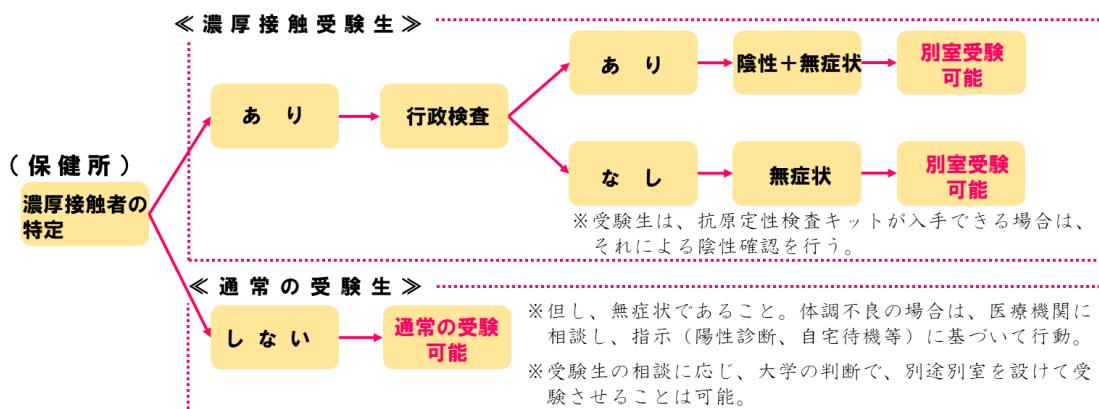
※ 初期スクリーニングの検査実施後、検査結果が判明するまでは受験不可とし、

その者については追試験を受験させること。

ii) 受験当日も無症状であること

※保健所において濃厚接触者であることやP C R等の検査の結果が陰性であることを文書等で証明する義務はないため、入学志願者から無症状の濃厚接触者であることの申告をあらかじめ受け、上記 i) 及び ii) の要件を満たすことを確認した上で受験を認めること（保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者が本項の対象であり、単に周囲に感染者がいたというだけの者は通常どおりの受験をさせること）。

なお、 i) 及び ii) に関して、感染状況など地域の実情に応じて、自治体の判断により、濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を行わない場合等は、以下の整理によること。



iii) 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

※該当者に対し、あらかじめこのことを周知し、自家用車等の利用を求めること。

iv) 終日、別室で受験すること

※発熱・咳等の症状のある受験生のために準備している別室に加え、試験運営上、可能な限り、新たな別室を設けることが望ましい。無症状の濃厚接触者と発熱・咳等のある受験生を同じ別室で受験させる場合であっても、それらの受験生と基礎疾患有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生を同一の別室で受験させないこと。

⑤無症状の濃厚接触者が受験する別室の感染症対策

④の定めるところにより、無症状の濃厚接触者の受験を認める場合には、以下の対策を講じること。

- 建物内において、別室まで他の受験生と接触しない動線を確保すること
- ※完全に動線を別に設ける必要はなく、受験生同士の距離が一定間隔空くよう、何らかの対策が取られていればよく、互いにマスクを着用していれば、單にすれば違う場合は、感染症対策上は問題ない。

- ii) 別室では受験生の座席間隔を2メートル以上最大限大きく確保すること
 - iii) 受験生と試験監督者の距離を2メートル以上（答案回収等の際にはこの限りではない）確保すること
 - iv) 受験生も試験監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底すること
- ※試験時間中は、頻繁に会話をするような状況も生じないことから、上記の条件を満たし、本ガイドラインで示す感染症対策が講じられておれば、他の受験生や試験監督者が感染するおそれは極めて少ない（日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低い）。

⑥体調不良を訴えた試験監督者等への対応

当日試験業務に携わる試験監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の試験監督者等と交代し、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

⑦換気の実施

試験室の大きさやそれに対する受験生の数、出題科目ごとの試験時間が異なるなど、事情が様々であることから、一律に換気の目安を示すことは難しいものの、可能な限り換気の頻度を多くすることが望ましく、1科目終了ごとに、できるだけすべての窓を可能な限り長く、少なくとも10分程度以上開放することが望ましいこと。また、試験室のドア等を介した間接的な接触を回避するため、試験実施上、支障のない範囲で受験生が利用するドアの常時開放等の工夫をすることが望ましい。

⑧昼食時の対応

昼食時の受験生同士の会話、交流、接触を最大限に抑制する観点から、待機室、食事用控室、学生食堂の開放等は行わず、受験生には昼食持参と自席での黙食を要請すること。通常、試験室での飲食を禁止している大学等においては、試験日については自席での飲食を認めること。また、短時間の食事に比べ長時間に及ぶ飲食は感染リスクが高まることから、あらかじめその時間を限定して設定すること。

⑨試験場入場前の対応

非接触体温計などによる検温については、新型コロナウイルスの特性として熱の高低での識別が難しいこと、検温実施のために密空間が生じるおそれがあることなどから、必ずしも全員に一律に行う必要はないこと。ただし、試験場の入口に、発熱・咳等の症状のある場合はその旨を申し出ることを記載した案内紙を掲示するなど、体調不良者に注意を促すことが望ましい。

⑩試験終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、試験場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受験生への周知を行うこと。

(3) 試験終了後

①試験監督者等の健康観察

当日試験業務に携わった試験監督者等については、試験終了後1週間程度を目安に、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

②試験室の机、椅子の消毒

試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行うこと（界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）でも効果が期待できる）。なお、試験終了後、使用した教室を72時間以上使用しない場合には、吐しゃ物などの汚物がない限り、特に消毒は必要ないこと。

③保健所等の行政機関への協力

試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験生や試験監督者等がいた場合には、当該試験場の大学等は、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力をすること。

※単に新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の通知を受けたのみの者は、感染者にも濃厚接触者にも該当するものではなく、本項で定める協力が必要になるのは、保健所等の行政機関から要請を受けた場合であること。

3. 受験生に対する要請事項

試験場における感染拡大を防止し、受験生自身が安心して受験できる環境を確保していくためにも、あらかじめ受験生に要請しておくべき事項を整理しておくことが必要である。例えば、以下のようなことが挙げられる。

①感染防止のための注意事項

日頃から感染防止について心がけるとともに、朝などに体温測定を行い、体調の変化の有無を確認すること。

②医療機関での受診

試験日の1週間程度前から発熱・咳等の症状がある受験生はあらかじめ医

療機関での受診を行うこと。

③受験できない者

新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者は受験できること。なお、大学入試センター及び各大学は、新型コロナウイルス感染症に罹患していないことの証明や新型コロナワクチンの接種を、受験要件にしないこと。

発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、上記2.(2)

④⑤で示す条件のもと、各大学の判断により、受験できる場合があることから、受験予定の大学に問い合わせて受験の可否を確認すること。

海外から日本に入国して受験する場合、受験生は防疫対策として要請される事項に基づき行動することから、入国後に待機を要請される場合は、その期間は受験できないため、待機期間の有無を確認の上、余裕を持って入国すること。

④受験の取り止め

大学入試センターと各大学は、新型コロナウイルス対応の専用ホームページなどを通じて、追試験等の実施方法や日時等に関する情報を提供しつつ、試験の前から継続して発熱・咳等の症状のある受験生は、当初予定していた日程ではなく、追試験等の受験を検討すること。

⑤試験当日における対応

試験当日に息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、基礎疾患等により重症化しやすい受験生が発熱・咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合の他、発熱・咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合は、試験当日における対応等について、かかりつけ医や「受診・相談センター」（地域により名称が異なることがある。）に相談するとともに、追試験等の受験を検討すること。また、上記に該当しないものの、発熱や咳等の症状のある受験生は、その旨を試験監督者等に申し出ること。

症状の有無にかかわらず、各自マスク（何らかの事情によりマスクの着用が困難な場合は、あらかじめ受験する大学に相談すること）を持参し、試験場では、昼食時以外は常に着用すること。休憩時間や昼食時、入退場時等における他者との接触、会話を極力控えること。

⑥試験当日の服装、昼食

試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、試験場で食堂の営業等は行わないため、昼食を持参し、あらかじめ指示された時間内に自席で黙食すること。

また、食事を取り終えた後は、速やかにマスクを着用すること。

⑦予防接種

他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

⑧「新しい生活様式」等の実践

日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。

⑨新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード

「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA : COVID-19 Contact Confirming Application）は、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができるものであり、その後の検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができることから、これを活用することが望ましいこと（地域独自の QR コード等による追跡システムがある場合には、その利用についても呼びかけることが考えられる）。なお、通知を受けたことが直ちに濃厚接触者であることを意味するものではないことに留意すること。

令和5年度大学入学者選抜実施要項
(令和4年6月3日付け 4文科高第302号文部科学省高等教育局長通知)

第1 基本方針

大学入学者選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学者受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に基づき、大学への入口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価・判定することを役割とするものである。

このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。あわせて、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第13の9(2)を除き、以下同じ。）における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮する。

能力・意欲・適性等の評価・判定に当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。

- ① 基礎的・基本的な知識・技能（以下「知識・技能」という。）
- ② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（以下「思考力・判断力・表現力等」という。）
- ③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度

第2 アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシーの策定については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、これらの方針に基づく教育を受ける学生の選抜の方針としてふさわしいものとなるよう留意して策定する。

このために、各大学の特色や教育研究上の強み、社会的役割等を踏まえ、ディプロマ・ポリシーにおいて、当該大学において育成を目指す人材像とそれに基づく学生が身に付けるべき資質・能力の目標を記述するとともに、カリキュラム・ポリシーにおいて、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程に基づきどのような学修を行うのかを記述することとする。

さらに、これらを踏まえ、アドミッション・ポリシーにおいて、抽象的な「求める学生像」だけではなく、入学志願者に高等学校段階までにどのような力を培うことを求めるのか、そうした力をどのような基準・方法によって評価・判定するのかなどについて可能な限り具体的に設定する。その際、第1に示す三つの要素については、各大学の特色等に応じて具体的な評価・判定方法や要素ごとの評価・判定の重み付け等について検討の上、それについて適切に評価・判定するよう努める。

あわせて、入学後の教育課程を踏まえ、高等学校で履修すべき科目や取得しておくことが望ましい資格等を列挙するなど「何をどの程度学んできてほしいか」をできる限り具体的に記述する。

また、記述する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものとする。

なお、各大学におけるアドミッション・ポリシーの策定・公表に当たっては、「「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）も参考にされたい。

第3 入試方法

1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、小論文、「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告（平成29年7月）」（以下「見直しに係る予告」という。）で示した入学志願者本人の記載する資料等*により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法（以下「一般選抜」という。）による。

*入学志願者本人が記載する資料の他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等。

2 一般選抜のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、以下のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。

(1) 総合型選抜

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制という性格に鑑み、「見直しに係る予告」で示した入学志願者本人の記載する資料*を積極的に活用する。

*入学志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等。

② 総合型選抜の趣旨に鑑み、合否判定に当たっては、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等において、総合型選抜を実施する場合には、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意する。

③ 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく、「見直しに係る予告」で示した評価方法等*又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。

*例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。

(2) 学校推薦型選抜

出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。

① 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、「見直しに係る予告」で示した評価方法等又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。

② 推薦書の中に、入学志願者本人の学習歴や活動歴を踏ました第1に示す三つの要素に関する評価や、生徒の努力を要する点などその後の指導において特に配慮を要するものがあればその内容について記載を求める。

(3) 専門学科・総合学科卒業生選抜

高等学校の専門教育を主とする学科又は総合学科卒業及び卒業見込みの入学志願者を対象として、職業に関する教科・科目の学力検査の成績等により評価・判定する入試方法。

(4) 帰国生徒選抜・社会人選抜

帰国生徒（中国引揚者等生徒を含む。）又は社会人を対象として、一般の入学志願者と異

なる方法により評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の年月の経過等に鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、小論文、面接、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて評価・判定することが望ましい。

(5) 多様な背景を持った者を対象とする選抜

家庭環境、居住地域、国籍、性別等の要因により進学機会の確保に困難があると認められる者その他各大学において入学者の多様性を確保する観点から対象になると考える者（例えば、理工系分野における女子等）を対象として、入学志願者の努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視し、評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、こうした選抜の趣旨や方法について社会に対し合理的な説明を行うことや、入学志願者の大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等を適切に評価することに留意すること。

- 3 上記1及び2の入学者の選抜に際しては、スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動、海外留学等の多様な経験や特定の分野において卓越した能力を有する者を適切に評価・判定することが望ましい。

第4 試験期日等

- 1 大学入学共通テストの実施期日は以下のとおりとする。

本試験 令和5年1月14日、15日

追試験 令和5年1月28日、29日

- 2 各大学で実施する一般選抜及び専門学科・総合学科卒業生選抜における第6に定める学力検査の期日並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において学力検査を課す場合の期日については、次により適宜定める。

(1) 試験期日 令和5年2月1日から3月25日までの間

なお、「見直しに係る予告」で示した小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和5年2月1日よりも前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

(2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。

(3) 合格者の決定発表 令和5年3月31日まで

- 3 総合型選抜、学校推薦型選抜等において学力検査を課さない場合は、上記2(1)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

- 4 総合型選抜については、入学願書受付を令和4年9月1日以降とし、その判定結果を令和4年11月1日以降に発表する。

- 5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和4年11月1日以降とし、その判定結果を令和4年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する。

- 6 帰国生徒選抜・社会人選抜については、上記2(1)によることを要しない。

第5 調査書

- 1 各大学は、入学志願者から、入学者選抜の資料として、在籍する高等学校が高等学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に基づき別紙様式1により作成した調査書の提出を求める。

なお、大学と高等学校が個別に合意した場合には、上記に代えて別紙様式1に記載すべきこととされている事項を全て電磁的記録した調査書（以下「電磁的記録による調査書」という。）の提出を高等学校に求めることができる。この場合は、校長及び記載責任者の押印は不要とする。

各高等学校は、電磁的記録による調査書の作成、提出に際しては、個人情報保護法等に定めら

れた各教育機関の属性に応じて遵守すべき個人情報保護法制や、高等学校の設置者等が定める教育情報セキュリティポリシー等の定めに従うものとする。

- 2 各大学は、入学者の選抜に当たり、「見直しに係る予告」で示した調査書の活用の在り方を踏まえ、調査書を十分に活用する。

なお、必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項等について」の16により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもって、不利益に取り扱うことがないよう配慮する。

- 3 各大学は、調査書の「7. 指導上参考となる諸事項」以外の多様な学習や履歴等を入学者選抜に用いる場合は、大学で評価・判定する内容をどのように調査書に盛り込むのかといった記載方法等について、募集要項にできる限り具体的に記述する。

- 4 各大学は、高等学校長に対し、調査書の学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「4. 学習成績概評」の欄にⒶと標示するよう希望することができる。この場合には「8. 備考」の欄にその理由を記載させる。

- 5 各大学は、高等学校長に対し、当該大学の学部等が求める能力・適性等について、高等学校長が特に推薦できる生徒については、その旨を調査書の「備考」の欄に記載するよう希望することができる。

- 6 過年度卒業生については、従前の様式による調査書の提出を認める。また、指導要録の保存期間（入学、卒業等の学籍に関する記録（各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。）については卒業後20年、指導に関する記録については卒業後5年。）が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いは、全ての高等学校卒業者（又は退学者）に適用する。

- 7 上記6の場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に記述することなどにより周知を図ることが望ましい。

- 8 高等専門学校第3学年修了者等の調査書については、次による。

- (1) 高等専門学校第3学年修了者及び修了見込みの者並びに文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び修了見込みの者の調査書については、別紙様式1の調査書に準じて作成し提出させる。
- (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア資格（フランス共和国）取得者、ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者、文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者及び修了見込みの者並びに高等学校卒業程度認定試験合格者（従前の大学入学資格検定合格者を含む。）については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。

第6 学力検査等

1 個別学力検査

- (1) 各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）は、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「学習指導要領」という。）に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施する。
- (2) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各大学が定める。

なお、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫に努めることが

望ましい。

- (3) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目を定めるに当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学習指導要領の趣旨も踏まえつつ、できるだけ多くの教科・科目を出題し、選択解答させるよう配慮することが望ましい。
- (4) 大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性からみて適當と認められる場合には、普通教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は普通教科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。
- (5) 個別学力検査は、以下の点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り多面的・総合的に評価・判定することができるよう出題方針を立てるものとする。
 - ① 個別学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方法を適宜組み合わせて、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を適切に判断できるよう工夫することが望ましい。
 - ② 上記(4)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業者及び卒業見込み者が普通教育を主とする学科の卒業者及び卒業見込み者に比べて不利にならないよう、特に考慮する。
- (6) 個別学力検査における公平性・公正性の確保のため、入学志願者に關係者や親族がいる教職員は、試験問題の作成・点検に関与しないことや、採点の際には、受験者の氏名や受験番号をマスキングすること、複数人で採点・点検することなど、不正やミスを防止するための方策を講ずる。

2 大学入学共通テストの利用

大学入学共通テストを利用した選抜を実施する大学にあっては、「令和5年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」（令和3年6月4日付け3文科高第285号文部科学省高等教育部局長通知）の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。

- (1) 各大学が大学入学共通テストにおいて入学志願者に解答させる教科・科目を定めるに当たっては、できるだけ多くの教科・科目の中から選択解答させることが望ましい。
- (2) 各大学の個別学力検査において、大学入学共通テストと同じ教科・科目を課す場合は、論理的思考力や言語的表現力などの把握において、大学入学共通テストとは異なる能力判定に力点を置くような工夫を行うことが望ましい。
- (3) 各大学は、総合型選抜、学校推薦型選抜においても大学入学共通テストを利用することができる。
- (4) 各大学における大学入学共通テストの成績の利用方法については、例えば、一定の学力水準に達しているか否かの判定に主として用いる資格試験的な利用方法や成績の複数年度利用等、多様な利用方法を工夫することが望ましい。

3 小論文、面接、実技検査等の活用

入学志願者の能力・適性等を多角的に評価・判定するため、学部等の特性に応じ、小論文等を課し、また、面接や討論等を活用することが望ましい。

主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあっては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。

小論文、面接、討論、実技検査等を活用する場合には、評価者の間で評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、また特定の受験者の優遇や特定の属性による差別的な取扱いが行われないよう、それらの実施方法や評価・判定の方法・基準についてマニュアル等を整備する。

4 資格・検定試験等の成績の活用

- (1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客観的に評価・判定する観点から、例えば、以下のとおり、大学・学部等の特性及び必要に応じ、信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。

- ① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」（平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知）を踏まえ、実用英語技能検定（英検）やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。
 - ② 入学志願者の優れた理数系の能力を適切に評価・判定する観点から、国際科学オリンピック等の結果を活用する。
 - ③ 基礎的・基本的な知識・技能に加え、「主体的に学び考える力」を育成する上で有益なプログラムとして国際的に評価されている国際バカロレアの資格や成績を活用する。
- (2) 資格・検定試験等の成績の活用に際しては、下記第7の個別学力検査実施教科・科目及び入試方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、具体的な活用方法（例えば、個別学力検査の成績に代えて当該資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等）を明らかにする。また、当該資格・検定試験等の結果の確認方法等について、事前に実施機関に確認しておく。

5 志願者本人が記載する資料等の活用

活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書を活用する場合の記載内容や活用の方法、留意事項等については、「見直しに係る予告」で示した内容によるものとする。活動報告書のイメージ例は別紙様式2のとおりとする。

第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表

- 1 各大学は、個別学力検査の実施教科・科目、入試方法（小論文の出題や面接の実施等）、その他入学者選抜に関する基本的な事項について入試方法の区分ごとに決定し、令和4年6月3日から7月31日までに発表するものとし、発表後は、大規模な災害の発生などにより当該大学において入学者選抜が実施できない場合を除き、受験者に不利益を与える恐れのある変更は行わないものとする。
- 2 発表した内容は、大学のホームページに掲載するなど、広く一般への情報提供に努める。
- 3 個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表する。その他の変更についても、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。

第8 募集人員

- 1 各大学で募集する人員は、所定の入学定員による。
なお、入学定員は、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることを十分踏まえ、入学定員を著しく超えて入学させないものとする。このことは、編入学試験を実施する際も同様とする。
- 2 大学における学校推薦型選抜の募集人員は、附属高等学校長からの推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲において各大学が定める。
短期大学における学校推薦型選抜の募集人員は、上記にかかわらず、学校推薦型選抜以外の入試方法における受験機会の確保にも配慮して、各短期大学が適切に定める。
- 3 各大学は、例えば、学科単位ではなく学部単位で募集するなど、募集単位を大きくり化することにより、入学志願者が大学入学後に幅広い分野の大学教育に触れながら自らの適性や関心等に基づき、専攻分野を決めることができるようになることが望ましい。
- 4 各大学においては、入学定員の充足や欠員の補充の方法等について、事前に準備をするよう努める。

第9 出願資格

大学に入學を出願することのできる者は、学校教育法第90条並びに同法施行規則第150条及び第154条の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有すること

となる見込みの者とする。

第10 募集要項等

1 募集要項

- (1) 各大学は、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出願等に必要な事項を決定し、それらを記述した募集要項を令和4年12月15日までに発表する。
- (2) 各大学は、アドミッション・ポリシーに基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等をどのように活用するのかについて、募集要項等に明記する。
- (3) 第3の2(1)から(4)までに掲げるもののほか、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取扱いの差異を設ける場合には、入試方法を区分することとし、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの入試方法の区分ごとにその内容や区分を設ける理由を示した上で、(1)に掲げる募集人員等を記述する。
- (4) 寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないよう、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」（平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知）を踏まえ、寄付金等を募集する場合は、募集要項において応募が任意であること、入学前の募集は行っていないことなどを記述する。
- (5) 各大学は、入学志願者に対し、募集要項のほか、大学案内、大学説明会等により、アドミッション・ポリシー、学部等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学志願者、受験者及び合格者の数、卒業後の進路状況など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める。

2 入学手続

- (1) 入学手続に際しては、合格者の負担等に配慮し、必要に応じ郵送による手続も認めるなど弾力的な実施に配慮する。
- (2) 入学料を含む学生納付金について、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」（平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知）を踏まえ、その額の抑制に努めるとともに、独自の減免又は分割納入等の措置を積極的に講じるよう努めることとし、これらの措置の具体的な内容を募集要項等に明記する。
- (3) 入学料以外の学生納付金について、「私立大学の入学手続時における学生納付金の取扱いについて」（昭和50年9月1日付け文管振第251号文部省管理局長・文部省大学局長通知）の趣旨を踏まえ、合格発表後、短期間に内に納入させるような取扱いは避ける。
- (4) 入学辞退者に対する授業料、施設設備費等の学生納付金の返還申出期限については、「大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて」（平成18年12月28日付け文科高第536号文部科学省高等教育局長・文部科学省生涯学習政策局長通知）の趣旨を踏まえ、以下の点について入学志願者に対し、例えば、あらかじめ募集要項、入学手続要項等に記述するなどにより、明確にする。
 - ① 3月31日までに入学辞退の意思表示をした者（専願又は学校推薦型選抜（これに類する入学試験を含む。）に合格して大学等と在学契約を締結した受験者を除く。）については、原則として、受験者が納付した授業料等及び諸会費等の返還に応じる。
 - ② ①にかかわらず、募集要項、入学手続要項等に、「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」などと記述している場合には、入学式の日までに受験者が明示的に又は黙示的に在学契約を解除したときは、授業料等及び諸会費等の返還に応じる。

第11 国立大学の入学者選抜

国立大学の入学者選抜の日程等は、国立大学協会の定める実施要領に基づき実施される。

第12 公立大学の入学者選抜

公立大学の入学者選抜の日程等は、公立大学協会の定める実施要領に基づき実施される。

第13 その他注意事項

1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮

(1) 入学志願者の健康状況については、原則として、入学者選抜の判定資料としないものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別の事由がある場合には、募集要項に具体的に記述する。この場合でも、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病などにより志望学部等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定し、真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を行わないものとする。

(2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよう配慮する。

その際、平成30年3月に閣議決定された「第4次障害者基本計画」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）について」（平成29年3月29日付け28文科高第1229号文部科学省高等教育局長通知）や以下の例示を参考にするとともに、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」（平成13年12月27日付け13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知）にも十分留意する。

- ① 点字・拡大文字による出題、ICT機器の活用、拡大解答用紙の作成など
- ② 特定試験場の設定、試験場への乗用車での入構、座席指定の工夫など
- ③ 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入り口までの付添者の同伴、介助者の配置など

合理的配慮の内容を決定する際には、障害のある入学志願者一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話をを行うこととし、事前相談の時期や方法について十分配慮しつつ、相談窓口や支援担当部署等を設置するなど事前相談体制の構築・充実に努める。

また、「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」（平成28年3月31日付け27文科初第1796号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知）を踏まえ、各大学において、入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。

(3) 各大学は、障害等のある入学志願者に対し、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など、出願等に必要な事項の伝達においても、合理的配慮を行うものとする。

また、入試における配慮の内容や受入実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開すること。

2 入試情報の取扱い

(1) 個別学力検査における試験問題やその解答については、当該入試の実施以降に受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考にできるようにするため、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 試験問題については、原則として公表するものとする。
- ② 解答については、原則として公表するものとする。ただし、一義的な解答が示せない記述式の問題等については、出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等を原則として公表するものとする。

なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を記述すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。

- (2) 各大学は、受験者本人への成績開示や、入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また、試験の評価・判定方法についても、可能な限り情報開示に努める。
- (3) 入学志願者の特定や出願資格・要件の確認、各種連絡等のために必要な情報を除き、能力・意欲・適性等の評価・判定に用いない情報を入学志願者に求めないこととともに、合格者の氏名や住所、調査書に記載された内容等、各大学が選抜を通じて取得した個人情報については、入学者選抜並びに必要に応じ入学後の学籍管理、学修指導及び学生支援関係業務に限って利用するものとし、外部への漏洩や目的外の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適正な取扱いに努める。

3 入学者選抜の実施に係るミスの防止

各大学は、受験者に影響を与えることがないよう、業務の効率性に配慮しつつ以下の対応を図ることなどにより、入学者選抜の実施に係るミスの防止に努めるものとする。

- (1) 学長のリーダーシップの下、入試担当の理事、副学長等が入試業務全体を統括し、各学部等の入試担当と密接に連携するなど、入学者選抜業務全般に係るガバナンス体制を構築するとともに、入学者選抜のプロセス全体を把握した上で、入学者選抜に関するマニュアルの作成等により、業務全体のチェック体制を確立する。

また、チェック体制を不斷に点検するとともに、入学者選抜に関わる全ての者にそれぞれの業務内容の周知徹底を行う。

- (2) 試験問題の点検においては、試験実施前に点検するだけではなく、試験実施中及び実施後においても速やかに、作題者以外の者も含めて、二重、三重に点検を行うこと等により、出題ミスの防止及び早期発見に努める。

また、学習指導要領や設定した出題範囲との関係について確認するとともに、問題の文面だけではなく、問題の内容や条件設定についても確認するなど、受験者の立場に立ち、解答が導き出せるかなどについて点検を行う。

- (3) 試験の実施においては、教員及び事務職員が一体となり、緊急時の対応も含めた迅速性のある全学的な連絡体制を確立し、円滑な試験実施に努める。

- (4) 採点及び合否判定においては、解答や電算処理のチェック体制を確立し、点検・確認する。

その際、電算処理については、予定していた処理が実際に実行されていることも確認する。

また、合否判定結果の公表等においては、追加合格者の決定も含め、複数の担当者により二重、三重に点検を行う。

- (5) 外部から入学者選抜におけるミスに係る指摘等があった場合には、速やかに作題者以外の者も含めて組織的な体制で検証を実施するなど、適切に対応する。
- (6) 入学者選抜においてミスが生じた場合には、受験者に丁寧に対応するとともに、ミスが生じた原因を分析し、再発防止策を策定し、入学者選抜に関するマニュアル等の改善を行うなど、ミスの再発防止に努める。

4 入学者選抜の公平性・公正性の確保

- (1) 入学者選抜は、中立かつ公平・公正に実施することを旨とし、試験問題の漏洩や不適切な合否判定など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入学者選抜の実施に関する学内規程の整備、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。

また、入学者選抜の適正性を確保するため、学内で不正抑止が働く体制や仕組みを設ける

とともに、入学者選抜の実施に係る体制や方法等に関する自己点検・評価を実施する。

- (2) 試験問題の作成において、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性・公正性の観点から十分慎重に対応する。
- (3) 受験者の不正行為を防止するため、次のことに取り組むこと。
- ① 不正行為に該当する行為及び罰則について、事前に整理をし、その内容を募集要項等において周知すること。
この他、各大学の判断により、例えば、不正行為については、警察に被害届を提出する場合があることを周知することも考えられること。
- ② 受験者の所持品について、入試方法や受験者数など、大学の実情に応じて、試験場に持ち込めないもの、試験時間中に使用できないもの又は身に付けることができないもの、大学が持ち込みや使用を禁止しているものを試験時間中に発見した場合の取扱い（不正行為として扱われる等）を募集要項等で明示しておくこと。
また、試験時間中に使用することを認めていない通信機器の試験場への持ち込みを認める場合には、試験開始前に電源を切らせるとともに、大学の実情に応じて、例えば、鞄に収納させること等についても説明を行うこと。
- ③ 監督者が巡視を円滑に行うことができるよう、受験者の座席の配置など試験室の設定の工夫を行うとともに、試験時間中は、静謐な環境保持に十分に留意しながら、試験室内の巡視を適切に行うこと。その際、巡視時に注意を要する観点（例えば、手の位置、受験生の目線等）を踏まえ、監督者等に周知しておくこと。
また、大学の実情に応じて必要な監督者や巡視を補助する人員を確保すること。
- (4) 合否判定の方法や基準を明確に定め、あらかじめ募集要項等により公表し、それを遵守する。合否判定は、中立かつ公平・公正な意思決定が行われるよう教授会や入試委員会等の合議制の会議体で行い、その際に用いる資料には、原則として評価・判定に用いない情報は記載せず、又はマスキングを施す等の配慮をする。また、補欠合格候補者の取扱い及び繰上合格に係る手続についてもあらかじめ定めておく。
- (5) 次のような公平性・公正性を欠く不適切な合否判定は行わない。
- ① 合否判定の方法や基準に基づかず恣意的に特定の受験者を合格又は不合格としたり、それらの方法や基準に基づき決定した成績の順番を恣意的に飛ばして合格又は不合格としたりすること。
- ② 合理的理由がある場合を除き、性別、年齢、現役・既卒の別、出身地域、居住地域等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けること。
これらは、正規合格者の決定のみならず、補欠合格候補者の決定や繰上合格に係る手続においても同様である。
- (6) 大学が受験の勧誘を行う場合には、それをもって直ちに合格を確約するものと誤解されることのないよう留意する。
- (7) 合格発表前に個別に受験者の保護者等の関係者と接触するなど、入学者選抜の公平性・公正性を損なうような行為は厳に慎み、万一、特定の受験者に対する特別な優遇や配慮を求める外部からの働きかけや申出等があった場合には、大学として入学者選抜の公平性・公正性を損なうことのないよう毅然と対応する。

5 専門職大学及び専門職短期大学の入学者選抜

専門職大学及び専門職短期大学の入学者選抜は、「専門職大学設置基準」（平成29年文部科学省令第33号）、「専門職短期大学設置基準」（平成29年文部科学省令第34号）及び「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について」（平成29年9月21日付け29文科高第542号文部科学事務次官通知）を踏まえ実施するものとする。

6 國際連携学科の入学者選抜

- (1) 外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科（以下「国際連携学科」という。）の学生は、我が国の大学と国際連携学科において連携して教育研究を実施する1以上の外国

の大学（以下「連携外国大学」という。）との二重在籍となることから、学校教育法その他関係法令に規定する我が国の大学への入学資格を満たすとともに、あわせて、連携外国大学における入学資格についても満たす必要があることに留意する。

- (2) 国際連携学科の入学者選抜は、本要項を踏まえるとともに、国際連携学科の入学者選抜の実施方法等について、我が国の大学と連携外国大学との協議により定め、適切に実施する。特に、入学者選抜の実施方法等については、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。

7 外国人を対象とした入試

- (1) 私費外国人留学生の入試に当たっては、「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」（令和2年4月9日付け2高学留第5号文部科学省高等教育局学生・留学生課長通知）に基づき、入学志願者が真に修学を目的とし、その目的を達するための十分な能力・意欲・適性等を有しているかを適切に判定すること。特に、日本語など必要な能力の基準（日本語で授業を行う場合、日本語能力試験N2レベル相当以上が目安）を明確化し、適正な水準を維持することが重要である。また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や、当該試験を利用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望ましい。
- (2) 個別学力検査の実施教科・科目及び試験方法等の決定・発表は、試験期日の6ヶ月以上前に行うとともに、募集要項の発表も出願に必要な期間を考慮して行う。
- (3) 国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア（フランス共和国）資格取得者及びジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者について、これらの資格を国内で取得した場合であっても、外国において取得した場合と同様の取扱いをするよう配慮することが望ましい。

8 災害等の不測の事態への対応

各大学は、入学志願者の進学の機会を確保する観点から、自然災害や人為災害等により所定の日程による試験実施が困難となる等の不測の事態に適切に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築、相当数の者が当日に受験できなかった場合の対応等について、十分な検討・準備を行う。

特に、受験者が安心して受験に臨めるよう、各大学は次のこととに取組むこと。

- (1) 試験実施当日の安全対策について、必要に応じて警察や受験者が利用する公共交通機関等と連携して対応すること。
- (2) 試験実施日には、入試方法や受験者数など大学の実情に応じて、教職員の活用も含め、必要な警備要員を確保するとともに、試験場周辺や試験場内の十分な巡回に努めること。
- (3) 警察や消防等の協力の下、警備体制や救助要請等に関する危機事象発生時のマニュアル等を整備し、定期的に見直すこと。

この他、各大学は、大学の実情に応じて、次のようなことについても継続的に対応することが考えられる。

- (1) 試験実施当日の試験場周辺や試験場内において、受験者等が万が一、不審者や不審物を発見した場合に、その通報を受けられる体制を整えておくこと。
- (2) 自然災害や人為災害等により、受験することができなかった者がいる場合には、当該受験者の受験機会の確保等に配慮すること。

9 その他

- (1) 各大学は、入試に関する研究委員会を設け、入学者の追跡調査等により、選抜の妥当性・信頼性の検証を行い、その成果を入試に反映させることが望ましい。
- (2) 学校推薦型選抜等の実施に際しては、高等学校及び中等教育学校のみならず、高等部を置く特別支援学校及び我が国の高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものと

して文部科学大臣が認定又は指定した在外教育施設等の出身者等についても対象とするよう配慮する。

- (3) 各大学は、入学手続をとった者に対し、必要に応じ、これらの者の出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学修のための準備をあらかじめ講ずるよう努める。特に12月以前に入学手続をとった者に対しては、積極的に当該措置を講ずることとする。

また、学校推薦型選抜の場合、高等学校による推薦段階だけではなく、合格決定後も、推薦を行った高等学校の指導の下に、例えば、入学予定者に対して大学入学までの学習計画を立てさせ、その取組状況等を、高等学校を通じ大学に報告させるなど、高大連携した取組を行うことが望ましい。

なお、当該措置を講じる場合は、その旨を募集要項に記述する。その際、アドミッション・ポリシーとの関連に留意する。

- (4) 秋季入学等、4月以外の入学時期に係る大学入学者選抜の実施に当たり、募集人員の規模、選抜時期、募集対象者については、本要項を踏まえて各大学において適切に判断するとともに、各大学は入学志願者の能力・意欲・適性等に応じて選抜がなされるよう、主として書類審査、面接等を組み合わせるといった方法を用いるなど、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努めることにより、多面的・総合的に評価・判定する。

第14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等

1 試験期日等

(1) 大学入学共通テスト

- ① 入学志願者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等にも対応できる選択肢を確保するため、下記②のとおり、日程を設定することとする。追試験については、本試験を疾病等の理由で受験できなかつた者を対象として実施することとし、試験場の設置場所は、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、別途決定し、周知することとする。

- ② その上で試験期日等は以下のとおりとする（第4 再掲）。

本試験 令和5年1月14日、15日

追試験 令和5年1月28日、29日

(2) 個別学力検査

- ① 新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するため、各大学は次のいずれか一つの方策を必ず講ずることとする。文部科学省は、各大学の講じた措置を同省のホームページにおいて周知する。

(ア) 追試験の設定

(イ) 追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替

- ② その上で、各大学は、各大学で実施する一般選抜及び専門学科・総合学科卒業生選抜における学力検査の期日並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において学力検査を実施する場合の期日については、次により適宜定める（第4 再掲）。

(ア) 個別学力検査の試験期日 令和5年2月1日から3月25日までの間

なお、「見直しに係る予告」で示した小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和5年2月1日よりも前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

(イ) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める

(ウ) 合格者の決定発表 令和5年3月31日まで

- (3) 総合型選抜については、入学願書受付を令和4年9月1日以降とし、その判定結果は令和4年11月1日以降に発表する（第4 再掲）。

- (4) 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和4年11月1日以降とし、その判定結果を

令和4年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する（第4　再掲）。

(5) 中止・延期等となった大会や資格・検定試験等への対応

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期等となった大会や資格・検定試験等に参加できず、その結果を高等学校等における部活動等の諸活動の実績や資格・検定試験等の成績として調査書等に記載できない場合において、そのことをもって入学志願者が不利益を被ることがないようにする。

② 特に、総合型選抜及び学校推薦型選抜においては、評価の方法や重み付け等に配慮し、個々の入学志願者の成果獲得に向けた努力のプロセスや入学を志願する大学で学ぼうとする意欲を多面的・総合的に評価するなどの工夫に配慮するものとする。

その際、各大学は、入学志願者の実情に配慮した丁寧な選抜を行う観点から、推薦書、志願者本人が記載する資料等においてこれらの努力のプロセス等について記載を求めるなど評価方法を定め、その内容を募集要項等で周知するものとする。

(6) ICTの活用等

特に総合型選抜及び学校推薦型選抜においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、各大学の実情等に応じ、例えば、ICTを活用したオンラインによる個別面接やプレゼンテーション、大学の授業へのオンライン参加とレポートの作成、実技動画の提出、小論文等や入学後の学修計画書、大学入学希望理由書等の提出などを取り入れた選抜を行うなどの工夫に配慮する。

また、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設やその他外国の学校の生徒については、水際対策の影響により、容易に帰国できないことから、同様の工夫に配慮する。

ICTの活用に当たっては、入学志願者による利用環境の差異や技術的な不具合の発生等によって、特定の入学志願者が不利益を被ることのないよう、例えば次のような配慮を行うとともに、受験者の不正行為を未然に防止するため、不正行為の内容及び罰則等について、募集要項に明記するなどの対応を行う。

- ① 通信環境の不具合が生じ、試験続行が困難になった場合、当日の時間を繰り下げ、又は予備日を設けて選抜を行う。
- ② 入学志願者が通信環境を整えることができない場合、大学でのオンライン受験も可能とする。
- ③ 大学にサポートデスクなどの連絡窓口を設け、不測の事態に個別に対応できるようにする。
- ④ ICTを活用して選抜を行う場合においても、障害等のある入学志願者に必要な合理的な配慮を行う。

(7) 外国人留学生が、実施されないこととなった日本留学試験等の成績を入学試験出願時に提出できることによって受験の機会を失うことがないよう配慮を行う。

また、入学志願者にかかる負担軽減や新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、外国人入学志願者の選抜については、ICTを活用したオンラインによる試験の実施等の工夫により、可能な限り渡航を伴わない方法により実施するなどの工夫に配慮する。

2 調査書

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による、大会、資格・検定試験の中止等により、特別活動の記録や指導上参考となる諸事項の記載ができない場合は、その理由を付した上で、当初参加を予定していた大会名や資格・検定試験名などを記載することができる（例：「〇〇〇に参加予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。」）（別紙様式1調査書記入上の注意事項等について17　再掲）。

- (2) 出欠の記録に関する記載事項のうち出席停止・忌引き等の日数は、記載しない。出席停止・忌引き等の日数が推測できるため、授業日数も同様に記載しない。ただし、調査書作成に係るシステムの改修を要する場合などで、相当の負担が生じるなど、それが困難な場合には、従前の方針により調査書を作成することができる（別紙様式1調査書記入上の注意事項等について17再掲）。
- (3) 「令和3年度までに高等学校及び特別支援学校高等部に入学した生徒に係る指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて」（令和3年10月6日付け3文科初第1178号文部科学省初等中等教育局長通知）により、指導要録の「出欠の記録」の「備考」の欄にオンラインを活用した特例の授業の参加日数を記載することとされたことを踏まえ、調査書の「出欠の記録」の「備考」の欄にも同様に、オンラインを活用した特例の授業の参加日数について記載する（別紙様式1調査書記入上の注意事項等について17再掲）。
- (4) 各大学は、新型コロナウイルス感染症の影響により出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって特定の入学志願者を不利益に取り扱うがないようにする。
- (5) 上記(2)及び(3)のとおり、それぞれの高等学校等や所在する地域の状況によって、調査書の記載方法が必ずしも統一されていないこと等が予想されることから、授業日数、出席停止・忌引き等の日数、オンラインを活用した特例の授業の参加日数等の記載の有無によって、特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようとする。

3 その他

(1) 入学志願者への情報提供・周知

① 新型コロナウイルス感染症への対応として、従来の方法と異なる選抜方法を検討している場合には、入学志願者が安心して準備できるように、その検討状況等について大学のホームページ等を通じて、随時情報を発信するとともに、変更については7月31日までに決定し、第7の1及び2のとおり周知する。

② 第7の1で示す場合のほか、当該大学が所在する地域の感染状況が著しく深刻であることにより、当該地域において入学者選抜が実施できないことが明らかであるような例外的な場合を除き、令和4年8月1日以降は、個別学力検査を実施する教科・科目の変更や個別学力検査の中止など、受験者に不利益を与える恐れのある変更は行わないものとする。

なお、感染拡大防止の観点からオンラインによる面接の実施、試験時間の短縮、試験開始時間の変更、実技検査の方法の変更、試験場等の変更など、受験者に不利益を与える恐れがないような変更については、ホームページ等を通じて、可能な限り早期の周知に努めるものとする。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症対策という特別の事情に鑑み、2年程度前に予告・公表した学力検査の教科・科目等を見直すことは可能であるが、その場合であっても、入学志願者への影響を十分考慮した上で変更するものとする。

(2) 試験実施のガイドラインの策定

大学入学共通テスト、個別学力検査等の実施に当たっては、「令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和4年6月3日付け大学入学者選抜協議会決定）に基づき、感染予防対策等を行うものとする。

第15 備考

この要項は、令和4年度に実施する令和5年度大学入学者選抜に適用する。

なお、この要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に、（募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やかに、）文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室に連絡する。